

名古屋市消防音楽隊  
ネーミングライツ契約書（案）

## 名古屋市消防音楽隊ネーミングライツ契約書

名古屋市（以下「市」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「スポンサー」という。）は、市の消防局職員で構成する名古屋市守山区桜坂五丁目 114に所在する名古屋市消防音楽隊（以下「消防音楽隊」という。）のネーミングライツについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （本契約の目的）

第 1条 本契約は、消防音楽隊のネーミングライツに関して、市及びスポンサー（以下「両者」という。）が相互に協力することによって、名古屋市民の防火思想の普及高揚に寄与するとともに、スポンサーの企業広報活動と地域貢献に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第 2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛称 名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）に定める消防音楽隊の名称に代えて使用する呼称及びその略称をいう。
- (2) ネーミングライツ 消防音楽隊の愛称を決定する排他的な権利をいう。

### （本契約の期間）

第 3条 本契約の期間は、契約締結の日から令和14年（2032年） 3月31日までとする。

- 2 本契約は地方自治法第 234条の 3に基づく長期継続契約とする。

### （愛称等の使用及び表示期間）

第 4条 令和 9年 4月 1日から令和14年 3月31日までとする。

### （ネーミングライツの付与）

第 5条 市は、消防音楽隊のネーミングライツをスポンサーに付与するものとし、両者の協議により、第 7条に掲げる愛称を使用するものとする。

- 2 市は、本契約を締結する正当な権原を有することを保証する。

(ネーミングライツ料)

第 6条 スポンサーは、前条の規定に基づくネーミングライツ料として、1年度につき〇〇〇〇〇〇〇〇〇円並びにこれに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を市に支払うものとする。

2 スポンサーは、前項の金額を、市が発行する帳票により、毎年 5月31日までに納付するものとする。

3 スポンサーが、前項に規定する日までにネーミングライツ料を納付しないときは、市は遅延日数に応じ、ネーミングライツ料に名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第 1項に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

4 第 3条の期間中に消費税法（昭和63年法律第 108号）等の改正等によって、消費税等の税率に変動が生じた場合は、消費税等の税率の変動事由が生じた日以降は変動後の税率により同項の消費税等を計算する。変動後の税率で計算した消費税等の支払いについては、変動後の 3月31日までに変動前の税率との差額を市が発行する帳票により納付するものとする。

(愛称等)

第 7条 第 5条第 1項の規定に基づき、スポンサーは、消防音楽隊について、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇消防音楽隊」を愛称として定める。

2 愛称を表示するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、両者の協議により決定する。

3 両者は、愛称及びロゴマークを変更しようとする場合は、あらかじめ相手方と協議し、新たに使用する愛称、ロゴマーク及び変更の時期等について、相手方の同意を得なければならない。

4 前項に定める変更に伴い要する一切の経費は、スポンサーの負担とする。

(愛称の表示請求権)

第 8条 スポンサーは、ネーミングライツに基づき、消防音楽隊の衣装・備品等（以下「衣装等」という。）について、愛称及びロゴマークを表示することができる。

- 2 衣装等の表示場所、具体的なサイズ、色彩及び掲示方法等については、別途両者の協議によりこれを決定する。
- 3 衣装等の表示場所、具体的なサイズ、色彩及び掲示方法等を変更する場合は、両者の協議により決定するものとする。
- 4 衣装等への愛称等の表示物の取付け及び新規製作に係る費用についてはスポンサーの負担とする。
- 5 前各項の規定により表示された衣装等の所有権は、市に帰属するものとする。

#### (衣装等の管理)

第 9 条 市はスポンサーから提供を受けた衣装等について、善良な管理者の注意をもって管理及び維持を行うものとする。

- 2 市が前項の善良な管理者の注意義務に違反しないにもかかわらず、通常の使用、経年劣化その他市の責めに帰すことのできない事由により、衣装等に汚損、破損、劣化その他の不具合が生じた場合には、スポンサーは、その費用負担により、当該衣装等の修繕、交換、補充その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 消防音楽隊の増員、異動その他の理由により、新たに衣装等が必要となった場合には、スポンサーは、その費用負担により、必要な衣装等を新たに用意するものとする。

#### (ネーミングライツの市民周知)

第10条 市は、消防音楽隊のネーミングライツに対する市民への周知と理解を図るため、次条に定めるところにより愛称の普及及び定着に努めるものとする。

- 2 消防音楽隊のロゴマーク及び衣装等の運用の範囲は、両者の協議により別途定めるものとする。

#### (愛称等の使用促進)

第11条 市は、消防音楽隊が参加するイベントの主催者、報道機関その他の者に対して、愛称の使用について協力を得られるよう努めるものとする。

- 2 市は、市の条例、市会議案その他名古屋市消防局組織規則に定める名称を使用する必要があると市が判断する場合を除き、市の広報等において消防音楽隊を表示するときは、愛称を使用するよう努めるものとする。

(優先利用等)

第12条 スポンサーは、両者の協議により、1年度内に5日間に限り、優先してスポンサーが主催する事業に消防音楽隊を利用することができる。

- 2 前項に定める協議を行うにあたっては、消防音楽隊の稼働状況等を考慮するものとし、他の団体との調整が必要な場合については、調整後、利用する日を決定するものとする。

(統計調査)

第13条 スポンサーは、両者の協議により、消防音楽隊の活動状況等の統計調査を行うことができる。

- 2 前項に定める協議を行うにあたっては、イベント等の性質、開催場所の運営状況等を考慮するものとする。

(ネーミングライツスポンサー)

第14条 スポンサーは、市のネーミングライツスポンサーを呼称することができる。

- 2 スポンサーは、愛称及び消防音楽隊の活動写真を広報その他の営業活動のために使用することができる。

(本契約の期間満了)

第15条 スポンサーが、本契約の期間が満了する日の次の日から、本契約の目的と同目的の新たな契約を締結しようとするときは、令和12年（2030年）6月30日までにその意思を市に通知するものとする。

- 2 前項に定める通知を市が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、両者が協議するものとする。

- 3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が令和12年（2030年）12月1日までに不調となった場合には、本契約は、第3条に定める期間の末日をもって終了する。

- 4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、スポンサーは、第 8 条第 1 項に定める衣装等に表示した愛称及びロゴマークをスポンサーの費用負担により撤去して原状に回復するものとする。
- 5 スポンサーが、第 1 項に基づき本契約の目的と同目的の新たな契約を締結する意思を市に通知した後、スポンサーの責めに帰すべき事由により、当該新たな契約を締結しなかった場合には、スポンサーは、市に対し、違約金として、直前の契約年度におけるネーミングライツ料の12か月分に相当する金額を支払うものとする。

(知的財産権の無償使用)

- 第16条 スポンサーは、愛称及びロゴマークに関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第 122号）第 2条第 2項に規定する権利をいう。）を取得した場合、市に対してこれを無償で使用することを認める。
- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、両者の協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

- 第17条 両者は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

- 第18条 市又はスポンサーのいずれかが、正当な理由無く本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。
- 2 市又はスポンサーに、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと当該行為の他方当事者が判断したときは、当該行為の他方当事者は本契約を解除することができる。
  - 3 前 2項に定める契約解除を市が行ったときは、スポンサーは当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。
  - 4 第 1項及び第 2項に定める契約解除をスポンサーが行ったときは、市は契約年度に係る契約金額のうち、未履行分について、日割りによる計算の上、

スポンサーに速やかに返還を行うものとする。なお、本項の定めは、第17条に規定する損害賠償の請求を妨げない。

5 第 1項及び第 2項に定める契約解除を市が行った場合にあっては、第15条第 4項の規定を準用する。

6 第 1項及び第 2項に定める契約解除をスポンサーが行った場合にあっては、第15条第 4項に規定する費用負担について両者により協議を行うものとする。

#### (有益費の放棄)

第19条 本契約が終了したとき（市が前条に定める解除権を行使したときを含む。）は、スポンサーは自己の支出した有益費及び必要費等があってもこれを市に請求することはできない。なお、スポンサーが前条に定める解除権を行使したときは、かかる請求について両者により協議を行うものとする。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

第20条 両者は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、違反した相手方は第18条第 1項に基づき契約を解除できる。

#### (裁判管轄)

第21条 本契約に関する争いが生じたときは、市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

#### (疑義に関する協議)

第22条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、両者の協議により解決するものとする。

#### (特約条項の適用)

第23条 この契約に関しては、別紙 1「情報取扱注意項目」及び別紙 2「談合その他の不正行為に係る特約条項」の適用がある。

本契約の締結を証するため、本書 2通を作成し、双方記名押印の上、各 1通を保有するものとする。

ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市長 広沢 一郎

スポンサー ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○

## 情報取扱注意項目

### （基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の業務を受けた者（以下「スポンサー」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### （関係法令等の遵守）

第 2 スポンサーは、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### （適正管理）

第 3 スポンサーは、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「市」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （個人情報の適正取得）

第 4 スポンサーは、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### （第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 スポンサー及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### （再委託の禁止又は制限等）

第 6 スポンサーは、市の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 スポンサーは、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約においてスポンサーが課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 スポンサーは、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第 1項第 1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取

扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

**（複写及び複製の禁止）**

**第 7** スポンサーは、市から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（市の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

**（情報の返却及び処分）**

**第 8** スポンサーは、市の保有する情報が記録された資料のうち市から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに市に返却しなければならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りでない。

2 スポンサーは、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りでない。

**（情報の授受及び搬送）**

**第 9** 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て市の指名する職員とスポンサーの指名する者との間において行うものとする。

2 スポンサーは、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

**（報告等）**

**第10** スポンサーは、市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 スポンサーは、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

**（従事者の教育）**

**第11** スポンサーは、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 スポンサーは、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（スポンサーが、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 スポンサーは、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 スポンサーは、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事して

いる者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**（契約解除及び損害賠償等）**

**第12** 市は、スポンサーが情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

**（特定個人情報に関する特則）**

**第13** スポンサーは、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ市の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 スポンサーは、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、市から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 スポンサーは、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 スポンサーは、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

**（電子情報の消去に関する特則）**

**第14** スポンサーは、市が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 スポンサーは、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、市の確認を受けなければならない。

**談合その他の不正行為に係る特約条項**

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市(以下「市」という。)は、スポンサーがこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) スポンサーが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
  - (2) スポンサー又はスポンサーの役員若しくはスポンサーの使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、スポンサー又はスポンサーの役員若しくはスポンサーの使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 スポンサーに関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、スポンサーは、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など市に金銭的損害が生じない行為として、スポンサーがこれを証明し、そのことを市が認めるとき。
  - (2) 前条第1項第2号のうち、スポンサー又はスポンサーの役員若しくはスポンサーの使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、スポンサー又はスポンサーの役員若しくはスポンサーの使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、スポンサーが共同企業体であり、既に解散しているときは、市は、スポンサーの代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、スポンサーの代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、市は、スポンサーに対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。